

創発科学研究科学学位論文審査基準及び審査体制・方法に関する要項

令和4年4月1日
創発科学研究科

香川大学大学院創発科学研究科学学位授与審査細則に基づき、創発科学研究科各系領域共通の学位論文の審査基準及び審査体制・方法を以下のとおり定める。

1. 学位論文審査基準

博士前期課程の学位論文審査基準は下記のとおりとする。

1) 学術論文

(1) テーマ設定

- ① 当該分野の発展への貢献
当該分野の研究に新しい知見を提供することによって、学術的発展又は実践的発展への貢献が認められること。
- ② オリジナリティ
関連する先行研究との関係において、独創性あるいは独自性が認められること。

(2) 研究内容とその記述

- ① 目的の明示
研究の目的が明確に述べられており、的確な問題意識に基づいて適切な課題を設定していること。
- ② 研究方法の妥当性
研究テーマや研究目的を達成するのにふさわしい研究方法が採られており、その研究方法が明確かつ具体的に記述されていること。
- ③ 研究倫理
研究に係わる倫理上の問題への考慮・対応が十分であること。
- ④ 記述法・ルール
学位論文としての体裁が整っており、表現・表記法が適切で、構成の体系性が確保されていること。なお、資料及び先行研究の取扱いが適切であること。
- ⑤ 結果の考察とまとめ

研究の目的、問題意識に照らして意味のある結果と含意を導出しており、結果及び分析・考察の展開が論理的かつ説得力があること。また、研究全体の論理の一貫性が保たれていること。

(3) 成果

- ① 成果の水準
当該分野において有意義な知見や発見を提供していること。
- ② 創発科学の観点
創発科学に対する貢献が示されていること。

2) リサーチ・ペーパー

(1) テーマ設定

- ① 当該課題の重要性
実務的あるいは実践的、社会的に重要な課題を、当該分野の観点から取り扱っていること。

- ② 当該課題の理解や解決への貢献
当該課題に固有の問題の特定や、課題への理解の深化、当該課題の解決に貢献していること。

(2) 研究内容とその記述

- ① 目的の明示
研究目的が、明確に示されていること。
- ② 研究方法の妥当性
研究目的を達成するのにふさわしい研究方法を選択していること。
- ③ 研究倫理
研究にかかわる倫理上の問題について十分に考慮していること。
- ④ 記述法・ルール
文献や資料、事例の調査・分析が適切に記述され、それらに基づいて、論理的、説得的な記述が行われていること。
- ⑤ 結果の考察とまとめ
当該課題に関する調査・分析結果について、研究目的に則して有意義な形で考察が行われていること。

(3) 成果

- ① 成果の水準
文献や資料、事例等の適切な調査・分析を通じて、当該課題に固有の問題の特定や、当該課題への理解の深化に資する論述、あるいは当該課題の解決指針や個別の解決策の提示が行われていること。
- ② 創発科学の観点
創発科学に対する貢献が示されていること。

博士後期課程の学位論文審査基準は下記のとおりとする。

(1) テーマ設定

- ① 当該分野の発展への貢献
当該分野の研究に新しい知見を提供することによって、学術的発展又は実践的発展への貢献が認められること。
- ② オリジナリティ
関連する先行研究との関係において、独創性あるいは独自性が認められること。

(2) 研究内容とその記述

- ① 目的の明示
研究の目的が明確に述べられており、的確な問題意識に基づいて適切な課題を設定していること。
- ② 研究方法の妥当性
研究テーマや研究目的を達成するのにふさわしい研究方法が採られており、その研究方法が明確かつ具体的に記述されていること。
- ③ 研究倫理
研究に係わる倫理上の問題への考慮・対応が十分であること。
- ④ 記述法・ルール
学位論文としての体裁が整っており、表現・表記法が適切で、構成の体系性が確保されていること。なお、資料及び先行研究の取扱いが適切であること。
- ⑤ 結果の考察とまとめ
研究の目的、問題意識に照らして意味のある結果と含意を導出しており、結果及び分析・考察の展開が論理的かつ説得力があること。また、研究全体の論理の一貫性が保たれていること。

(3) 成果

- ① 成果の水準
関連する分野において有意義な知見や発見を提供していること。
- ② 創発科学の観点
創発科学に対する貢献が示されていること。

2. 審査体制・方法

(1) 審査体制

学位論文の審査は、主指導教員を含む創発科学研究科教授会で選出された3名以上の審査委員により行う。

(2) 審査方法

審査委員は、提出された学位論文を上記の審査基準に基づき審査し、基準をすべて満たしたものを合格とする。

3. その他

- ①学位論文審査基準、成果及び審査体制・方法の詳細については、系領域会議において別に定めることができる。
- ②学位論文の作成要領については、系領域会議において別に定めることができる。

附則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。